

## 災害看護を取り巻く近年の動向

国立健康危機管理研究機構 池本めぐみ  
国際医療協力局 助産師



2000年神戸市看護大学短期大学部卒業、看護師として救急・ICU、小児外来に勤務。2007年新潟大学医学部保健学科卒業、助産師として勤務。2020年兵庫県立大学大学院5年一貫博士課程（災害看護グローバルリーダー養成プログラム）修了。大学院時代、WHO健康開発総合研究センターリサーチアシスタント。2020年から国立国際医療研究センター（現・国立健康危機管理研究機構）勤務。日本助産学会災害対策委員会委員。日本助産師会国際委員会委員。

災害は、自然災害、人為災害、人道的緊急事態、複合型災害など多岐にわたり、いつの時代も大切な人命を奪い、人々を苦しめ、言葉にできないほどの絶望のどん底に突き落とします。誰にとっても避けたかった、やり直したかった、でも、もうどうにもできないつらい出来事になってしまうのです。近年は、気候変動や都市化などさまざまな影響により大規模災害が頻発し、このような状況が誰にでも起こり得る事態となっていました。

しかし、私たちもただ手をこまねいているわけではありません。災害看護や災害医療などが培ってきた経験と教訓を活かすことで、次の大規模災害による被害を最小限にできる可能性があると思います。

本特集では、災害看護を取り巻く近年の動向、さまざまな助産師の役割や課題、災害対応や災害への備え

に関する実例を可能な限り具体的に紹介します。まずはあなたを守り、そして看護職としてさまざまな立場で妊産婦や子どもたちを守ることができるよう本特集を活用していただき、災害への備えを進めていただきたいと思います。

### 災害看護の歩み

近代看護は、19世紀にフローレンス・ナイチンゲールがイギリス国内やクリミア戦争時で活動した時代に始まります。そして、災害のハザードの一つである戦争への対応は、災害看護の歴史の始まりでもあると考えられます。日本国内では、1891年に日本赤十字社で養成された看護師による濃尾大地震での災害救護活動、第二次世界大戦における救護活動などを挙げることができます。

そして、看護学の学問体系におい

て災害看護の領域が本格的に動きはじめるきっかけとなったのが、1995年の阪神・淡路大震災です。発災直後から兵庫県立看護大学（現・兵庫県立大学看護学部・大学院）では、南裕子学長（当時）を中心とした看護教員が、全国から集まった看護師のボランティアをニーズがある病院などへの派遣を調整しました。また、災害による傷病者や避難を要した被災された方などへの対応、急性期の医療、避難所や仮設住宅における健康状態、看護職の離職、コミュニティの離散など、多くの問題や課題が明らかにされました。

現在では、東日本大震災、熊本地震、局部的豪雨やそれによる水害などさまざまな災害への対応を通して、災害直後からの時系列に沿った健康問題を予防し、早期に対応できる看護活動が可能になってきています。また、平時からの準備、多職種との連携、職能団体による災害支援ナース養成研修の実施と被災地への派遣調整などが進められています。

### 災害看護における教育

すべての看護職に災害看護の知識や技術が必要であるとされ、2008年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改訂に伴い、災害看護が「看護の統合と実践」として看護の基礎教育に取り入れられました。また、大学院に災害看護を専門とする修士課程や博士課程が設置され、2017年から日本看護協会によって災害看護の専門看護師の認定が開始されるなど、災害看護に関する専門的な人材が養成されています。

看護は実践の科学であり、人材の養成と共に災害看護の領域もさまざまな研究や調

査が実施、発表されています。災害看護を専門とする看護職は、行政機関、医療機関、教育機関、研究機関、NGOなど幅広い領域で国内外にわたって活動しています。

このように災害看護は、1995年の阪神・淡路大震災から30年の間で看護基礎教育に組み込まれ、専門看護師や修士・博士課程の人材が育成されており、看護学の学問として卒前および卒後教育が体系化、制度化されてきたと言えます。

### 近年の動向

2025年は、災害看護や災害医療などに関する大きな節目の年です。1995年の阪神・淡路大震災および地下鉄サリン事件から30年、DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）の発足から20年です。また、2025年4月1日、国立国際医療研究センターと国立感染症研究所が統合し、国立健康危機管理研究機構が設立されました。さらに、災害医療の発展を牽引してきたDMAT事務局も、国立健康危機管理研究機構に移設されました。

### 健康危機管理と災害看護

2025年は、日本災害医学会学術集会や日本公衆衛生学会総会などのテーマやセッションで「健康危機管理」が用いられており、医学系においてもキーワードとなっています。そこで、健康危機管理について定義を確認してみます。

健康危機管理の定義は、作成した機関などにより異なりますが、2001年に定められた厚生労働省健康危機管理基本指針<sup>1)</sup>によれば、次のように示されています。

「健康危機管理」とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するものをいう。

この「その他何らかの原因」に災害（災害ハザード）が含まれると考えられます。

また、災害看護の定義については、日本災害看護学会が次のように定めています。

災害看護とは、災害が及ぼす生命（いのち）や健康生活への被害を極力少なくし、生活する力を整えられるようにする活動である。その活動は刻々と変化する災害現場の変化やその時に生じる地域のニーズに応えるものである。それは災害前の備えから、災害時、災害発生後も行われる。看護の対象となるのは人々であり、コミュニティ、並びに社会を含む。災害に関する看護独自の知識や技術を体系的に用いるのはもちろん、多職種との連携は不可欠である。

災害看護の定義では、人々の健康や生活、ニーズ、災害サイクルの時期に適した活動が表現されているのです。看護職の目の前にある現象をどのような視点で見るのかによりますが、健康危機管理の概念に重なる部分があると考えます。

## ■ 災害支援ナース

災害支援ナースは、阪神・淡路大震災を契機に都道府県看護協会らによって養成・登録が始まり、自然災害の発生時にボラン

ティアとして派遣されるようになりました。その後、2021年のCOVID-19のパンデミックを契機に医療法および感染症法が改正され、2024年4月から災害支援ナース（医療機関に勤務する看護師）がDMATらと同様に災害・感染症医療業務従事者として位置づけられました。また、国により養成・登録され、自然災害に加えて新興感染症も派遣対象になりました。現在、日本看護協会が国から委託を受け、都道府県看護協会と連携して災害支援ナースの養成・登録を行っています。さらに、派遣に伴う経費も公的に負担されることになりました。

## ■ 分娩取扱施設における災害発生時の対応マニュアル作成ガイド

2011年の東日本大震災の際に母子支援に関する課題が多く挙げられたことにより、日本看護協会は「分娩取扱施設における災害発生時の対応マニュアル作成ガイド」を作成しました。その後、国をはじめ、災害時小児周産期リエゾンの養成などさまざまな災害対策が進められました。

一方、2022年に日本看護協会が実施した「助産師の専門性発揮のあり方に関する実態調査」<sup>2)</sup>では、周産期領域に特化した災害発生時のマニュアルや妊産婦・母子への災害対策に課題があることが判明したため、2024年に本マニュアルが改訂<sup>3)</sup>されました（詳細については、P.22～25「災害時の母子支援に向けた助産師の備え」を参照）。さらに日本看護協会は、2025年に「分娩取扱施設等における新興・再興感染症対応マニュアル作成ガイド」を作成・公開しています。これらを参考に、周産期領域に特化した災害発生時のマニュアルを各施設の状況に合わせて作成し、災害の対応や備えの強

化につなげていくことが期待されています。

## ■ 備えの対象にあなたや家族も含まれる

災害時の母子支援と聞くと、前述のマニュアル作成ガイドのように、自分の職場をイメージし、病院の備えや妊産婦への備えの教育など、看護職としての視点で考えると思います。これらはとても大切で不可欠なことです。同様に「あなたや家族、自宅の備え」も大切です。

もしあなたが受傷してしまったら、母子支援はおろか何もすることができません。また、あなたの子どもや家族の安否が分からないままに、職場で災害対応などを継続することになればどうでしょうか。発災後の数時間は安否が分からない可能性が高いかもしれませんが、数日、それ以上安否不明が続けば、精神的にもかなりつらいことが容易に想像できます。

「子どもを探しに行きたい。でも、目の前の患者さんや同僚を置いて、自分だけ帰れない。私は看護師（助産師）なんだから……」と、さまざまな葛藤も生じると思います。子どもの年齢や行動範囲、家族の状況、家族構成等にもよりますが、災害時の連絡方法や集合場所を事前に話し合っておくことはとても大切です。

つまり、あなた自身と家族を守り、対処するための備えは、職場の備え、妊産婦と母子の備えと同等以上に進めることが大切なのです。

## おわりに

災害は、ハザード、季節、地域の様相、個人への影響などが千差万別であり、どれも全く同じものや唯一の正解がないことから、難しく感じます。しかし、看護職は常に対象者の個別のニーズに合わせて看護を

提供する専門職であり、知識と経験を基に災害対応や備えを考えることができると思います。肝は、「具体的に想像し、備える!」「災害に関することを『わがごと、自分事』にする（他人事にしない）」ことです。

本特集では、事例を可能な限り具体的に紹介しています。各記事の内容を参考にし、すべての看護職が自分と家族の身を守り、災害への対応や備えを強化し、少しでも災害による被害を軽減できるように一緒に取り組んでいきましょう。

最後になりましたが、30年間災害看護の領域を導いてくださった先生方、関係者の皆様の根幹には、「いかなる状況においても人間の安全や尊厳を守る」「災害による悲劇を繰り返さない」「できることを確実に準備する」などの強い信念があったに違いないと感じています。ここに深く敬意と感謝の意を表します。

## 引用・参考文献

- 1) 厚生労働省：厚生労働省健康危機管理基本指針，2001。  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>（2025年6月閲覧）
- 2) 日本看護協会：助産師の専門性発揮のあり方に関する実態調査報告書，2023。  
[https://www.nurse.or.jp/nursing/home/publication/pdf/report/2023/josan\\_report2023.pdf](https://www.nurse.or.jp/nursing/home/publication/pdf/report/2023/josan_report2023.pdf)（2025年6月閲覧）
- 3) 日本看護協会：改訂版 分娩取扱施設における災害発生時の対応マニュアル作成ガイド，2024。  
[https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/guideline\\_saigaitaio\\_2024.pdf](https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/guideline_saigaitaio_2024.pdf)（2025年6月閲覧）
- 4) 日本集団災害医学会監修，日本集団災害医学会DMAT改訂編集委員会編：改訂第2版 DMAT標準テキスト，へるす出版，2015。
- 5) 日本赤十字社ホームページ：看護師養成の歴史。  
<https://www.jrc.or.jp/medical-and-welfare/nurse/history/>（2025年6月閲覧）
- 6) 川嶋みどり他：戦争と看護婦，国書刊行会，2016。
- 7) 南裕子，山本あい子編：災害看護学習テキスト概論編，日本看護協会出版会，2007。
- 8) 國井修編：災害時の公衆衛生—私たちにできること，南山堂，2012。
- 9) 庄野泰乃他編：看護の統合と実践 [3] 災害看護学・国際看護学（第5版），医学書院，2024。
- 10) 日本看護協会：分娩取扱施設等における新興・再興感染症対応マニュアル作成ガイド，2025。  
[https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/guideline\\_kansenshotai\\_2025.pdf](https://www.nurse.or.jp/nursing/assets/guideline_kansenshotai_2025.pdf)（2025年6月閲覧）